

権利擁護事業

● 生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢の方や障害のある方を支援する事業です。

● 自己決定の尊重・自立支援の観点から、契約者本人の意思に基づいて地域での生活を支えるため、次のサービスを提供します。

※相談については裏面をご覧ください。 

I 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス

支援計画書に基づき、次のサービスを提供します。

▶ お手伝いできること

- ①預貯金の出納代理・代行
※本人名義の通帳・印章（届出印）をお預かりします。
- ②センター職員による定期的な訪問
- ③介護保険など、福祉サービスの利用案内と手続き援助

▶ お手伝いできないこと

- ①買い物・洗濯・介護・看護・通院の付き添い
- ②保証人となること等

福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理 サービス利用料（1回につき）		
区分	金額	
支援計画内	0円	
支援計画外	1,250円	
市民税非課税者	1,250円	
市民税課税者（所得250万円未満）	1,560円	
市民税課税者（所得250万円以上）	1,875円	
市民税課税者（所得700万円以上）	2,500円	

II 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

財産紛失を防ぐため、あんしんセンターが契約している金融機関の貸金庫に保管します。ただし、定期性の預貯金等の資産運用・管理は行いません。

●原則「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」利用者が対象です。

▶ お預かりできるもの

- ①預貯金（定期・定額）の通帳など
- ②有価証券
- ③証書（保険証書・不動産権利証書・契約書など）

▶ お預かりできないもの

宝石・貴金属・書画・骨董品等

預金通帳など財産関係書類等 預かりサービス利用料		
区分	金額	
生活保護受給者	0円	
その他の者	月額250円 年額3,000円	

<サービスの対象となる方>

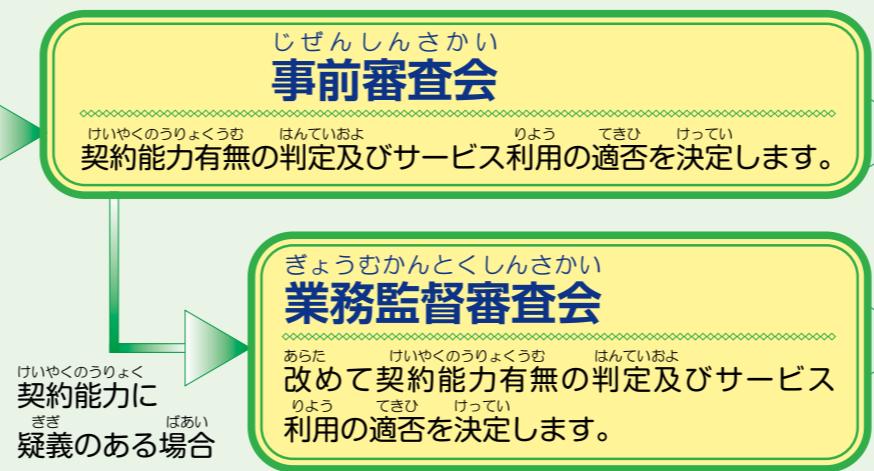
*取扱いの対象は契約者本人名義の財産のみとなります。

①横浜市内在住で概ね65歳以上の高齢の方、成年である障害のある方（知的・精神・身体障害）

②契約能力およびサービス利用意思がある方

③他のサービス利用だけでは充足されず、本サービス利用により安定した生活を維持できると見込まれる方

相談からサービス提供までの流れ



こうれい かた しょうがい
高齢の方や障害のある方の生活や金銭管理などに関する相談
をお受けします。

そうだん むりょう
★★★ 相談は無料です ★★★

相談事例

①日常的な金銭の管理に
不安がある。



②身体が不自由等で金融
機関に行けない。



③自分の亡くなったあと
障害のある子どもの
将来に不安がある。



④成年後見制度の内容や
手続き方法について知
りたい。



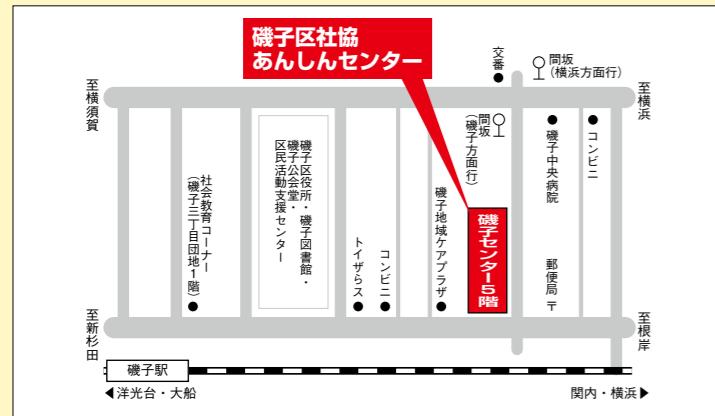
<専門相談> (木曜日 / 予約制)

相談の内容により、弁護士による法律・福祉・生活相談
を行います。

(横浜生活あんしんセンター JR桜木町駅前)



まずは「磯子区社協あんしんセンター」にご相談ください
電話 045-751-1567



磯子区社協あんしんセンター

場所：〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41

利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

電話：045-751-1567 FAX: 045-751-8608
E-mail : info@isoshakyo.com

2025.06

いそ ごく しゃ きょう 磯子区社協 あんしんセンター



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

よこはま いそ ごく しゃ かいふくしきょうぎかい
横浜市磯子区社会福祉協議会

しゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉協議会とは
社会福祉協議会(社協)は、誰もが住みなれた地域で安心した暮らしができるよう、
住民が主体となった様々な地域活動を推進する社会福祉法人です。
地域の皆さんとともに、より良いまちづくりをすすめています。
あんしんセンター事業は市内各区社会福祉協議会が実施しています。